

アニメツーリズムを活用した群馬県 PR 動画コンテンツ制作業務仕様書

1 業務の名称

アニメツーリズムを活用した群馬県 PR 動画コンテンツ制作業務仕様書

2 委託業務の目的

アニメツーリズムは、作品の舞台を実際に訪れることでアニメの世界観をリアルに感じられ、物語への没入感が一段と深まるとともに、実際に使用されたロケーションを巡ることで、その地域ならではの文化や風景を感じ、旅そのものの価値を高めることにつながる。アニメツーリズムを活用した群馬県の魅力を発信する PR 動画を配信することで、文化・観光地等を含む群馬県そのものの知名度向上につなげる。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

○コンテンツの制作・発信

- ・「2 委託業務の目的」に沿った動画コンテンツの制作及び発信を行うこと。なお、制作する動画コンテンツについては、群馬県の魅力を発信する内容にて制作し、制作する動画の本数や長さ、配信形式（投稿・生配信）について、企画提案書に記載すること。
- ・本事業で採用予定のアニメについて企画提案書に詳細に記載し、当該アニメの魅力も十分に伝わる提案書にすること。また、撮影にあたり知的財産権（IP）の確認等必要な権利関係の処理を行うこと。なお、企画に当たっては群馬県が舞台、または群馬県にゆかりのある作品であることが望ましい。
- ・群馬県の魅力が伝わるような撮影場所をなるべく多く含めること。なお、予定撮影地について、作品との関連性を含め企画提案書に記載すること。
- ・アニメツーリズムの特性を活かし、観光のみの映像と差別化を図り、視聴者の興味を引き、記憶に残る内容にすること。
- ・動画の本数や長さについて指定はないが、短時間の動画視聴でも群馬の魅力が伝わる内容とすること。なお、動画の長さや本数のみをもって評価を行うものではないが、どのような表現手法により魅力を効果的に盛り込むかについては、提案内容として具体的に記載すること。
- ・著作権及び関連するすべての権利を侵害しないこと。違反が発覚した場合、全責任は提供者が負うものとする。
- ・コンテンツの制作に伴い、出演者（声優を含む）を起用する場合は、出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。
- ・発信日から令和9年2月末日までの間の当該コンテンツの視聴者数、年代、性別等の視聴者データを分析し、報告書の形式で提出すること。
- ・制作した PR 動画は群馬県の YouTube チャンネル「tsulunos」で投稿、または配信を行うこと。なお、上記以外の動画プラットフォームに投稿する場合、その旨を企画提案書に記載すること。
- ・コンテンツの合計再生回数 20 万回以上を目標に制作し、必ずそれを達成すること。
- ・目標総再生回数の達成に向け、動画広告の出稿を妨げるものではないが、オーガニック

(自然流入)による数値獲得のための工夫をすること。また、当該コンテンツを活用した動画広告の出稿以外の広報の取り組みについて一つ以上提案すること。

5 事業スケジュール (予定)

- ① 撮影にあたって必要な事項の調整：令和8年6月上旬以降随時
- ② 番組の配信・公開：令和8年6月上旬以降随時
- ③ 視聴者データ分析報告：発信日から令和9年2月末日までのデータ…令和9年3月下旬

6 成果物一覧

成果物	納品方法
PR 動画コンテンツデータ	Adobe Premiere Pro で利用可能な形式の電子データを電磁的記録媒体に保存して提出
視聴者データ分析報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出
制作コンテンツに関する実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出

7 留意事項

- (1) 番組企画内容に制限はないが、配信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 制作したPR動画は、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- (4) 番組の撮影・配信時に何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 事業完了報告書の提出

事業完了後、速やかに事業完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、県にあらかじめ書面で協議するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。

- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。